

第十回国会  
衆議院

# 大蔵委員会 議録 第五十六号

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)

午後零時五分開議

出席委員

委員長代理 理事小山 長規君

理事奥村又十郎君 理事西村 直巳君

理事内藤 友明君 理事田中繼之進君

大上 司君

佐久間 徹君 川野 芳満君

清水 逸平君 高岡 松吉君

吉米地英俊君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮腰 喜助君

松尾トシ子君 竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 通一君

(銀行局長) 泉 美之松君

大蔵事務官主 税局調査課長

委員外の出席者

大蔵事務官 近藤 道夫君

大蔵事務官 大島 弘君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

本日の会議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件

閉会中審査に關する件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六〇号)

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)(参議院送付)

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)(参議院送付)

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七〇号)(参議院送付)

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に關する法律案(内閣提出第一七八号)

○小山委員長代理 これより会議を開きます。

まず商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に關する法律案を議題といたします。

○宮崎委員 金融機関に対して、株主の帳簿書類閲覧に關する商法の規定を排除しようという御趣旨、この点につきましては私も一応従来の関係からいたしまして、その理由の幾分を承知しておるものであります。最近税の問題につきまして、シャープ勧告に基くものであります。預金の秘密というものが保持されておられないような状況であります。これは保たれることがよいとか悪いとかいう議論はしばらく別であります。従来帳簿の閲覧権等を認めないという金融機関に対しての特例というものは、預金の秘密その他一切の秘密が保持されるというところに重点があつた。ところが、その一角であります税の場合におきましては、税務官が自由にこれを閲覧し、ましてこれを謄写する等の方法によりまして、またかつての無記名預金も廃止せられて、ために預金の秘密といふものは完全になつてしまつて、資本の蓄積に對しても非常に障害になつてゐるやうに聞いております。こういう場合において、ひとり株主

にだけ帳簿を見せない、こういうことを守る必要があるかどうか。ここに私は多大の疑問を持つものであります。むしろかような排除規定を設けまして、金融機関の秘密性を保持して参りたいというならば、やはり大蔵省と法務府との関連等におきまして、特殊の場合、承認あるいは許可とまで強くなつてもいいが、了解の上において、それらの機関を通じて、話合ひの上で銀行の諸表の閲覧ができる、預金の書類も確認することができ、かようなことはしてもよいのであります。が、そうでない限りは、やはりこれと並行的に、単に株主のみならず一般の方々の、特に税法の調査に付きましての帳簿その他の閲覧権というものを、禁止はできないのであります。が、ある程度の規制を加える、こういうお考えを持つておるかどうか。この点についての御意見を承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。ただいま今度の改正法に關連いたしまして、帳簿の閲覧等に關しまするお話であります。株主等が銀行の帳簿書類の閲覧に付した新商法の規定の適用を排除いたしましたのは、銀行等の信用機関が預金を預かり、しかもそれが短期の預金を預かつております關係上、この帳簿を見られることによりまして、いろいろその閲覧の結果を濫用されることによりまして、あるいは取付の問題を起す。決してそういうことが起るべき実態でないにかかわらず、いろいろ信用が攪乱されま

えだと思ひますが、こいねがわくは、今こそ資本の蓄積を要する時期でありまして、もちろん脱税を懸念しようといふわけではあります。が、それらにつきましては、従前もありました形をよく勘案されまして、しかるべく運用の妙を發揮せられたことを切望しておきます。これに關連いたしまして、一体株主の閲覧権というものは、これは法務府の方に關する方が正しいかもしませんが、實際大蔵省で御存じになつておるかどうか。こういう点につきまして、もう一つ念のために伺つておきたいのであります。株主が通常本店の店頭で備えつけられる帳簿書類の閲覧を要求いたしました。が、財務諸表といへば、最終的な静的状態を示します貸借対照表、動的状態を示します損益計算書、これだけでありまして、これが商法に定められた書類であつて、その他のものは、内訳表等があれば見せる方もあるし、りくつでもつて行きますれば、ほとんどそれを見せないとはいへない。従つて銀行だけが付属書類という書類の中の預金台帳から、その他の特殊な貸付契約とかいふものによつて、閲覧権が及ぶものと大蔵省は考へておるか。商法の明示してあるところでは、判例においても明らかなやうに、さうな細目のいわゆる付属書類には及んでいない。株主の閲覧権といふものは財産目録、貸借対照表、損益計算書、しかもそれにはまだ定義がないのであります。財産目録といへば、会計学者の言うような詳しいものを含めた

ものでなければ、財産目録とは言わぬと解釈する者と、ただ金額を明示して科目を並べて、何々外何件ぐらゐに書いて、これは財産目録だと言ふは、少しも内容を見せない者もある。従つて預金の台帳とかあるは特殊な貸借の契約とか、その他特定のいろいろな取引上の問題にまで及ぶ閲覧権が株主にあるとは、私も考えていない。それを禁じなければならぬといふところは、何か大蔵省として、金融機関を監督せられる立場において、また預金者保護の立場において、あるいは経済混乱を防ぐ立場において、何か十分な理由がなければならぬ。その点を、もしありましたらばお知らせ願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げますが、ただいまの新商法における帳簿書類の閲覧権と申します点につきましては、詳細は実は法務府から伺つていただいた方がよいと思ひますが、私どもの承知いたしております限りにおきましては、今度の新しい改正商法の結果、株主の要求いたし得る帳簿書類の閲覧権の内容は、相当詳細なところまで、いろいろな帳簿が見られるように伺つております。従ひましてそうなりましますと、一々何某に対する貸付は幾ら出ている、あるいはこういふふうな不良の有価証券を持つておるといふようなことが、もし不良でもないにかかわらず、短期の預金を預かつておる金融機関といたしましては、それで信用を非常に害する、あるいはつまらぬことで取付を起すといふような心配もありましますので、これを排除いたした、かような次第であります。しから

ば株主の保護は一体それで確保できるかという点が別にあるわけであります。この点は御承知のように、金融機関につきましても、特別に強い監督をいたしてあります。検査も厳行いたしまして、金融機関の内容の堅実性を保持して行くために、あらゆる方法を講じておりますので、この辺につきましては十分その監督の実をあげることにやります。株主の利益も十分保護される、こういうふうな考えで、この規定を排除いたしたわけであります。

○宮澤委員 法務府の方の見解を聞かなければわかりませんから、これ以上は伺ひませんが、帳簿、付属書類の閲覧権といふものは、新商法の精神はかなり深く行くものである。こういうことは、私もぜひそうさせてもらいたい。そういう立場から、銀行といったしまして、あるいは金融機関一般といったしまして、これを禁止するといふことをまず妥当と認めます。もし一般の閲覧権といふものの範囲が、従来の判例のようにきつめて狭い範囲であるならば、こゝねがわくは、かような法制は適に排除していただきたい。これが私どもの考えであります。

それから次は未払込み資本金の問題であります。これは商法改正当時いろいろ議論がありまして、われわれも當時は政府委員の形で答弁の衝に立つて、しかるべく答弁をいたしておりますが、一体この未払込み資本金といふものを、大蔵省の立場で見てもどういふふうに見られておるか。これを保証資本として認められておるかどうか。この点について保証資本なるがゆゑに、保証の意味を達成せられないから、かようなものは不必要である、こ

う考えるのか。それとも、いたずらに公称資本の体裁を誇りまして、世人を眩惑するといふような危険があるのではありませんか。あるいは簡単な理由からお考えになつておるか。その根本のお考えをちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 今お尋ねの点もやはり商法一般の問題と思ひます。私も同様にいたしましては、商法につきましても、金融機関の立場からこの問題を考へてみました場合に、今お尋ねの点につきましては、特別に一般の企業、一般の株式会社と違つた取扱ひをする必要はない。しかし一般の株式会社について、今お話をどう考へるかという点につきましては、むしろ法務府あたりでお聞きを願つた方がいかんと思ひますので、私からお答えすることを差控へさせていただきますと思ひます。

○宮澤委員 その点はつきりしておきますが、未払込み資本金を持つては悪いという理由が、何かはつきりしております。○河野(通)政府委員 今お尋ねの点は、未払込み資本金の問題であります。未払込み資本金と現実の払込み資本との差額の問題であります。そこはちよつと私もつきりわかりませんが、後者でありますならば、銀行等については、資本金を確定いたさなければならぬ。保証資本の性質もありませんので、授権資本と払込み資本との差額は、保証資本としてこれを考へて行く。そして銀行法等で最低の資本金を要求しておりますものは、授権資本でなくして払込み資本の方を考へております。その点からいいますと、金融機関とし

て特別の取扱ひをする必要はないものと考へております。○宮澤委員 それはお説その通りだと思ひますが、おおむね商法の問題でありますので、法務府との関連で、ちよつと質問もなか／＼しくいわけでありまが、金融機関の資本に対しましては、結局取締役が金融機関の全面的な権限を持つことになるのであります。大蔵省といたしましては、地方銀行の会合とか、十大銀行の会合とか、その他私はあまり賛成しませんが、資金や資本の懇談会というよりなものを保持しております。ともすると一つの――嚴重な意味とは違ふかも知れませんが、カルテルとかトラストに近いような操作をしてゐる。こういうことから資本との間に非常にむづかしい關係ができてゐる。こういう問題について、あるいは大蔵省は知らぬかもしれません。しかしながら一般の株式会社と違ひまして、取締役万能の新商法の運営というものは、はたして金融機関そのものに合致しておるか。この点についての特別の除外というものが今回の改正法令には書かれておらぬのであります。この点はどうかでありまして、あるいはまた七月一日から監査役という制度がなくなりまして、会計監査といふものがなくなる。そういうような場合におきまして、大蔵省の検査と権限の分界といふものは、その責任の所在といふようなものは、どういふふうにお考えになつておるか。その二点だけをお伺ひしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答えいたします。第一点につきましては、結局資本

がある特定の方向に集中するといふことがあるのではない。それは金融資本といふことから、非常におもしろくないではないかといふようなお話のように思ひますが、新商法の趣旨は、できるだけ資本の調達を容易にいたしますために、株主取締役会での問題を解決しようといふことになつております。銀行等につきましても、この点の原則については、別段私どもはこの規定を排除する必要はないと思ひます。しかしながら資本の調達等につきましては、金融機関の資本といふものも、できるだけ民主化して行く方向がいいと思ひますので、こういう方向に指導して参りたいと思ひます。みならず、資本金をいろいろ調達いたします場合に、すべてこれを大蔵当局の認可にしておりますので、普通の企業会社と同じように、何らの制約もなくやれるといふことはないのであります。この点から今御心配のような点も、何とか支障なく運営して参れるのではないかと、かように考へております。

○佐久間委員 ただいま議題となつております商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案につきましては、大体質疑も尽きたと思ひますので、この程度で質疑を打ち切られんことを望みます。

○小山委員長代理 佐久間委員のただいまの動議に御異議ありませんか。○小山委員長代理 異議なしと認めまして、さうとりはからいます。

○小山委員長代理 次にお諮りいたしますことがございます。会期も余すところ

わずが数日となりましたので、この際閉会中審査に關して御協賛願いたいと存じます。本委員会といたしましては、これまで議院の閉会中に、納税及び徴税状況、金融状況等の調査を進めて参りましたので、今度の閉会中におきまして、本調査を行いたいと存じます。つきましては本調査を行うために、議長に対し、閉会中審査の申出をいたしたいと存じますが、この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議ないようでありますから、さようとりはからうことといたします。

なお閉会中審査申告の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

次に閉会中委員派遣の件についてお諮りをいたします。国会法第四十七條によつて、閉会中審査事件が委員会に付託されることとなつておりますが、閉会中審査事件が付託された場合に、その調査のため、本委員を各地方に派遣する必要が生ずることが予想されますが、委員派遣の件につきましての派遣目的、地方、人員等の決定を、議長のもとに提出する承認手續等につきましては、すべて委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○宮崎委員 この際ちよつとお願ひしたいことがあるのです。これは予算委員会ではやつたように発表されておりますが、それは新財政金融政策という

言葉で話があつたのであります。大蔵省は二、三日中にその成案を得るであろうといふことを、大蔵大臣は予算委員会——當時私ちちよつと予算委員です、他の党務のために欠席して参りました。もちろんその予算委員会で説明したものは荒筋のものでありますから、それで満足すべきものではない。休会となりまして、日米協力態勢等によりまして、十分事前に検討を加えて行かなければならぬ。そういう意味で、この休会中の審査の中に、ぜひこの新財政金融政策の問題についての會議を続けるようにしたいと思ひますが、この点をひとつお諮りいただきまして、休会中の審議の案件中にお加え願ひたい、こう希望するわけであります。

○小山委員長代理 ただいま宮崎委員から申出の件は、きこにもつともな問題であると思ひます。閉会中の審査の対象として、先ほど申し上げました納税及び徴税状況、金融状況のほか、日米協力態勢に關する新財政金融政策の調査、これを加えることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 それでは御異議ないようでありますから、これまたさようとりはからうことといたします。

午前中はこの程度にとどめまして、午後は一時半から再開いたします。

午後零時二十八分休憩

午後四時二十九分再開

○小山委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。

○小山委員長代理 休会前に引続き會議を開きます。

改正する法律案、及び船主相互保險組合法の一部を改正する法律案の三件を一括議題として、討論に入りたいと存じますが、保險業法の一部を改正する法律案、及び船主相互保險法の一部を改正する法律案の両案につきましては、修正案が提出せられておりますので、まず右兩案について提出者の趣旨を明求めます。西村直己君。

保險業法の一部を改正する法律案に対する修正案

の一部分を次に修正する。

第三十九條第三項の改正規定中「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、」を「第二百四十七條乃至第二百五十條、」に改める。

第四十二條の改正規定中「第五十七條、第五十八條、」を「第五十七條乃至第五十九條、」に改める。

第五十四條の改正規定中「第二百四十八條、」を削る。

第五十七條第二項の改正規定中「第二項第三項」を「第二項乃至第五項」に改める。

第七十三條第一項の改正規定中「第八十八條」を「第六六條、第六十八條」に改める。

第七十七條の改正規定中「第二百四十七條、」の下に「第二百四十九條、」を加える。

附則第五項中「第十七條第一項」の下に「第三項まで」を、「同法第二十條」の下に「第二項」を、「新保險業法第五十三條第一項（新保險業法第七十七條において準用する場合を含む。）」の下に「同

法第十七條第三項中「新法第二百六十四條第二項及び第二百六十六條第五項」とあるのは「新保險業法第六十條又は第七十七條において準用する新法第二百六十六條第五項」とを加える。

船主相互保險組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

船主相互保險組合法の一部を改正する法律案の一部を次に修正する。

第十五條第七項の改正規定中「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、」を「並びに第二百四十七條から第二百五十條まで、」に改める。

第三十四條の改正規定中「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、」を「第二百四十七條から第二百五十條まで、」に改める。

第四十八條第二項の改正規定中「第二百四十七條及び第二百五十條」を「第二百四十七條乃至第二百五十條」に改める。

附則第六項中「同法第十七條第一項（總會の決議）及び第二項（總會の決議）並びに」に改める。

として討論に入ります。

○西村（直）委員 ただいま議題となりました船主相互保險組合法の一部を改正する法律案、外國保險業者に關する法律の一部を改正する法律案、及び保險業法の一部を改正する法律案の三法案につきましては、すでに質疑打ち切りになつておりますので、この際討論を省略しただちに採決に入られんことを望みます。

○小山委員長代理 ただいまの西村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議がないようです。右三案及び修正案については討論を省略して、これより採決に入ります。

まず保險業法の一部を改正する法律案につき、西村君提出にかかる自由黨修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に本修正案の修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて本案は西村君提案のごとく修正議決せられました。

次に船主相互保險組合法の一部を改正する法律案につき、まず西村君提出にかかる自由黨修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に船主相互保險組合法の一部を改正する法律案につき、まず西村君提出にかかる自由黨修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

○小山委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

○小山委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

○小山委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に本修正案の修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて本案も西村君修正のごとく修正議決せられました。

最後に外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○小山委員長代理 次に租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。

○田中(總)委員 この法律に關連をしておきよつとお尋ねをしておきたいと思ふのであります。今度の漁業権の消滅に伴う補償金、あるいは土地收用法の適用によつて、土地を取上げられた者が取得した代金に対する課税の軽減の趣旨には賛成するものであります。が、同様な趣旨からいたしまして、別途われわれの方で、本国会に決議案あるいは議員提出の法律案として出すまでには、時間的な余裕もないかと思ふのでありますけれども、最近行われた行政整理等の関係で退職をした者、あるいは最近の各民間企業等においても、本人の意思による場合、あるいは意思によらざる場合とあるわけでありまして、退職者が退職にあつたつて、当座の生活の資金として、長年の勤務に対してはんの涙ばかりの退職手当等をもたらすわけでありまして、これに対して現行の所得税法の關係から参りますと、相當の部分で課税対象として税金をかけ

られる關係から、当座の次の就職が見つかるとしての生活の資金になり、あるいは長年の勤務に対するはんの涙ばかりの理合的な意味の退職金が、身につかない実情があるものであります。しかもこれに現行のような課税をやられることになりましたと、単にそれだけの問題ではなくて、これが地方税における住民税等の關係におきまして、さらに二重の負担をしなければならぬという結果になるので、この点については根本的に課税を免除すべきであるというところを、われわれは考へておるのであります。この点について最近企業者団体の方でも、企業の経理のやりくりから出すところのものに對して、それがほんとうに退職者の身につかないという点を考へて、この課税の免除についての強い希望が、政府方面にも出ておることと思ふのであります。この点に關しまして、大蔵省當局として、今度の漁業権の消滅に伴う補償金等に対すると同じような趣旨から、この際むしろこれらの退職金につきましては、思い切つて税を免除すべきであると思ふのであります。が、政府當局としてこの問題についてどういふように考へておられますか、この機会にお伺いしたいと思います。

○大蔵府委員 お答えいたします。御承知と思いますが、二十五年の税制改正によりまして、退職所得、譲渡所得、山林所得及び一時所得につきまして、それ以前におきましては半額課税の方式をとつて参つておたのであります。が、二十五年の改正におきまして全額課税の方式をとる。そして退職所得、山林所得及び水産の漁獲から生ずる所得、あるいは原稿料からの所得と

いうようなものにつきましては、平均所得といたしまして五箇年間の平均課税をするという方式をとつたのであります。ところがこの方式によりまして、従来に比べて参つてむしろ負担のふえる場合が出て参るのであります。従ひましてわれわれもいたしまして、施行の結果にかんがみまして、これらの、どちらかと申しますれば臨時的な所得に對しまする課税の方式につきまして、ぜひ再検討をいたしたいと考へておるのであります。今回租税特別措置法を改正しようと思ひますのは、そのうちで特に譲渡所得に關連しまして、政府の強制的な措置によつて実現せしめられる場合の譲渡所得税を、軽減したいという意圖に出ておるのでございまして、その他の全般的な山林所得及び退職所得、譲渡所得、一時所得の課税方式につきましては、ぜひ再検討をいたしたいと考へております。退職所得の問題につきましては、今申し上げましたように、全額課税の方式をどのように改めて行くかということについて、目下検討いたしておるのでございます。ただいま田中委員が御発言になりましたような、全額免除するということは、なか／＼むずかしいのじやないかと思つておるのでございまして、しかしできるだけ軽減して行く方法で再検討いたしたいと思つております。ただその改正案を次の臨時国会に提案できるか、あるいはその次の通常国会まで待たなければならぬかにつきましては、目下十分研究いたしておりますが、間に合うかどうかという点でございまして、な／＼と思つては、できるだけ早く再検討をいたし

て行きたいと思つております。なお退職金に關連しましては、退職所得の場合の所得税の課税のほか、法人が退職者のために退職手当積立金を積み立てた場合の問題もあるのであります。この点につきましてもあわせて再検討いたして参りたい、かように考へておるのであります。

○田中(總)委員 大蔵當局におきまして、特に退職手当に對する課税について、できるだけ早い機会に改正法律案を提案せらるべく検討を加えられるということを承つて、ぜひとも一日もすみやかに政府案が示されることを、われわれ期待するものであります。退職手当に關するものは、いわゆる勤労者に属する部類の人たちであります。その意味で、私らの立場から全額免除をぜひ考慮していただきたいと思ふのであります。但しそういう場合に、大体金額で押さへますと三十万円程度のことろに一種の免税点を設けて、そこから上は極度の累進的に行くような——私どもは免の立場で行きますと一種の安協案であります。が、そういう方法で行くこともよいと思ひます。具體的な検討にあたりましては、その点十分御考慮を願ひたいと思ふのであります。

なお、これは別途本国会で成立するかどうか、非常に危ぶまれているのであります。公団あるいは出先機關等の整理の關係で、現在清算過程にありまする団体機關から近くやめられる諸君は、現行法によりますると、三年未満で二箇月半というような退職手当を受けるわけでありまして、これらの非常に存続期間の短かつたところの機關から、その機關の閉鎖になつたために

やめなければならぬ諸君は、失業保険法の完全な適用もないのであります。退職手当としてもちつたものと、通常の場合の失業手当との間の差額だけしか、失業保険に對してももらえないという制約を受けているのであります。特にこうした關係の諸君は、三月三十一日で大部分の者がやめまして、公団あるいは閉鎖機關等の關係において、約三万人の者が六月末ないし五月末で、これまた失業者の群れに入つて行かなければならぬ立場にあるわけでありまして、こういう關係の諸君の実情を見ますならば——これは先ほど私が申し上げたように、やめてから当座食うて行くための最低の資金なんです。全額課税、しかもそれを五箇年平均で徴収するといふのでありますけれども、所得の算定は必ずしも数字的にそう明確にできるものではないので、これは非常に過重な負担になつていふと思ふ。最近のように、一方には街に失業者があふれている状態であるときに、職場から投げ出される諸君は、相當考へてやらなければならぬと思ひます。従来漁業権といふような一つの権利を持つておつた人が、漁業権の再配分によつてその権利を失うのでありますけれども、それには二百億近い金が補償金として出るものであります。ところがこの退職で出て行く人たちは、補償的な意味のものはないのであります。これはやはりさしあたり生活費の一部として出されるものでありますから、これに課税するといふことは、社会政策的な見地から見まして考へなければならぬと思ひます。わが党といたしましては、でき得るならば全額免除を、しかし高額のもの

た課税率の適用におきましても、その補償金の取得金額等の調査にあたりましては、特にそういふ実情を考慮した取扱ひをやつてもらいたいという希望を述べまして賛成いたします。

○小山委員長代理 討論は終局いたしました。

これより本案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○小山委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

なお先ほどの三法案及びこの法案の四法案に関する報告書の作成につきましては、すべて委員長に御一任をお願いいたします。

○小山委員長代理 次にお諮りいたしますが、ただいま内閣委員会で審査中の北海道開発法の一部を改正する法律案、及び同じく通産委員会で審査中の緊要物資の充実に關する法律案の両案につきましては、本委員会の所管事項にも関連がありますので、右兩案についてはそれら、内閣委員会、通産委員会に連合審査会開会の申入れをいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議がないようでありますから、さうとうりはからうことといたします。なお連合審査会開会の日時等につきましては、委員長に御一任願います。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十三分散会

| 頁   | 段 | 行   | 誤     | 正     |
|-----|---|-----|-------|-------|
| 二四  | 五 | 二五  | 第十二号  | 第十三号  |
| 二五  | 二 | 二六  | 第十三号  | 第十四号  |
| 二六  | 二 | 二七  | 第十四号  | 第十五号  |
| 二七  | 二 | 二八  | 第十五号  | 第十六号  |
| 二八  | 二 | 二九  | 第十六号  | 第十七号  |
| 二九  | 二 | 三〇  | 第十七号  | 第十八号  |
| 三〇  | 二 | 三一  | 第十八号  | 第十九号  |
| 三一  | 二 | 三二  | 第十九号  | 第二十号  |
| 三二  | 二 | 三三  | 第二十号  | 第二十一号 |
| 三三  | 二 | 三四  | 第二十一号 | 第二十二号 |
| 三四  | 二 | 三五  | 第二十二号 | 第二十三号 |
| 三五  | 二 | 三六  | 第二十三号 | 第二十四号 |
| 三六  | 二 | 三七  | 第二十四号 | 第二十五号 |
| 三七  | 二 | 三八  | 第二十五号 | 第二十六号 |
| 三八  | 二 | 三九  | 第二十六号 | 第二十七号 |
| 三九  | 二 | 四〇  | 第二十七号 | 第二十八号 |
| 四〇  | 二 | 四一  | 第二十八号 | 第二十九号 |
| 四一  | 二 | 四二  | 第二十九号 | 第三十号  |
| 四二  | 二 | 四三  | 第三十号  | 第三十一号 |
| 四三  | 二 | 四四  | 第三十一号 | 第三十二号 |
| 四四  | 二 | 四五  | 第三十二号 | 第三十三号 |
| 四五  | 二 | 四六  | 第三十三号 | 第三十四号 |
| 四六  | 二 | 四七  | 第三十四号 | 第三十五号 |
| 四七  | 二 | 四八  | 第三十五号 | 第三十六号 |
| 四八  | 二 | 四九  | 第三十六号 | 第三十七号 |
| 四九  | 二 | 五〇  | 第三十七号 | 第三十八号 |
| 五〇  | 二 | 五一  | 第三十八号 | 第三十九号 |
| 五一  | 二 | 五二  | 第三十九号 | 第四十号  |
| 五二  | 二 | 五三  | 第四十号  | 第四十一号 |
| 五三  | 二 | 五四  | 第四十一号 | 第四十二号 |
| 五四  | 二 | 五五  | 第四十二号 | 第四十三号 |
| 五五  | 二 | 五六  | 第四十三号 | 第四十四号 |
| 五六  | 二 | 五七  | 第四十四号 | 第四十五号 |
| 五七  | 二 | 五八  | 第四十五号 | 第四十六号 |
| 五八  | 二 | 五九  | 第四十六号 | 第四十七号 |
| 五九  | 二 | 六〇  | 第四十七号 | 第四十八号 |
| 六〇  | 二 | 六一  | 第四十八号 | 第四十九号 |
| 六一  | 二 | 六二  | 第四十九号 | 第五十号  |
| 六二  | 二 | 六三  | 第五十号  | 第五十一号 |
| 六三  | 二 | 六四  | 第五十一号 | 第五十二号 |
| 六四  | 二 | 六五  | 第五十二号 | 第五十三号 |
| 六五  | 二 | 六六  | 第五十三号 | 第五十四号 |
| 六六  | 二 | 六七  | 第五十四号 | 第五十五号 |
| 六七  | 二 | 六八  | 第五十五号 | 第五十六号 |
| 六八  | 二 | 六九  | 第五十六号 | 第五十七号 |
| 六九  | 二 | 七〇  | 第五十七号 | 第五十八号 |
| 七〇  | 二 | 七一  | 第五十八号 | 第五十九号 |
| 七一  | 二 | 七二  | 第五十九号 | 第六十号  |
| 七二  | 二 | 七三  | 第六十号  | 第六十一号 |
| 七三  | 二 | 七四  | 第六十一号 | 第六十二号 |
| 七四  | 二 | 七五  | 第六十二号 | 第六十三号 |
| 七五  | 二 | 七六  | 第六十三号 | 第六十四号 |
| 七六  | 二 | 七七  | 第六十四号 | 第六十五号 |
| 七七  | 二 | 七八  | 第六十五号 | 第六十六号 |
| 七八  | 二 | 七九  | 第六十六号 | 第六十七号 |
| 七九  | 二 | 八〇  | 第六十七号 | 第六十八号 |
| 八〇  | 二 | 八一  | 第六十八号 | 第六十九号 |
| 八一  | 二 | 八二  | 第六十九号 | 第七十号  |
| 八二  | 二 | 八三  | 第七十号  | 第七十一号 |
| 八三  | 二 | 八四  | 第七十一号 | 第七十二号 |
| 八四  | 二 | 八五  | 第七十二号 | 第七十三号 |
| 八五  | 二 | 八六  | 第七十三号 | 第七十四号 |
| 八六  | 二 | 八七  | 第七十四号 | 第七十五号 |
| 八七  | 二 | 八八  | 第七十五号 | 第七十六号 |
| 八八  | 二 | 八九  | 第七十六号 | 第七十七号 |
| 八九  | 二 | 九〇  | 第七十七号 | 第七十八号 |
| 九〇  | 二 | 九一  | 第七十八号 | 第七十九号 |
| 九一  | 二 | 九二  | 第七十九号 | 第八十号  |
| 九二  | 二 | 九三  | 第八十号  | 第八十一号 |
| 九三  | 二 | 九四  | 第八十一号 | 第八十二号 |
| 九四  | 二 | 九五  | 第八十二号 | 第八十三号 |
| 九五  | 二 | 九六  | 第八十三号 | 第八十四号 |
| 九六  | 二 | 九七  | 第八十四号 | 第八十五号 |
| 九七  | 二 | 九八  | 第八十五号 | 第八十六号 |
| 九八  | 二 | 九九  | 第八十六号 | 第八十七号 |
| 九九  | 二 | 一〇〇 | 第八十七号 | 第八十八号 |
| 一〇〇 | 二 | 一〇一 | 第八十八号 | 第八十九号 |
| 一〇一 | 二 | 一〇二 | 第八十九号 | 第九十号  |
| 一〇二 | 二 | 一〇三 | 第九十号  | 第九十一号 |
| 一〇三 | 二 | 一〇四 | 第九十一号 | 第九十二号 |
| 一〇四 | 二 | 一〇五 | 第九十二号 | 第九十三号 |
| 一〇五 | 二 | 一〇六 | 第九十三号 | 第九十四号 |
| 一〇六 | 二 | 一〇七 | 第九十四号 | 第九十五号 |
| 一〇七 | 二 | 一〇八 | 第九十五号 | 第九十六号 |
| 一〇八 |   |     |       |       |

|                        |                            |     |              |   |
|------------------------|----------------------------|-----|--------------|---|
| 衆議院大蔵委員会議録第五十一号<br>中正誤 |                            | 頁 行 | 誤            | 正 |
| 一五一八                   | 「第三十五條以下は次行<br>二字目から始るべきの誤 |     |              |   |
| 四〇三二                   | いい。                        |     | いい、          |   |
| 五二二二                   | 旧保険業法                      |     | 旧法           |   |
| 〃〃三五                   | あるのは、                      |     | あるのは         |   |
| 〃三三〇                   | 新商法                        |     | 新法           |   |
| 衆議院大蔵委員会議録第五十二号<br>中正誤 |                            | 頁 行 | 誤            | 正 |
| 二四一四                   | 特別会計                       |     | 特別会計等        |   |
| 衆議院大蔵委員会議録第五十三号<br>中正誤 |                            | 頁 行 | 誤            | 正 |
| 四二二二                   | 対し証券                       |     | 対し、証券        |   |
| 〃〃三四                   | 対し、当該                      |     | 対し当該         |   |
| 〃三末二                   | おいては、<br>適用                |     | おいては適用       |   |
| 〃五二七                   | 証券取引委<br>員の承認              |     | 承認           |   |
| 五三一四                   | せず又は                       |     | せず、又は        |   |
| 〃四三四                   | 第三項                        |     | 前項           |   |
| 六二二二                   | 申告書に当<br>該利益               |     | 申告書に当<br>該利益 |   |
| 衆議院大蔵委員会議録第五十四号<br>中正誤 |                            | 頁 行 | 誤            | 正 |
| 二二末四                   | 及資本                        |     | 又ハ資本         |   |
| 〃〃末二                   | 削るべきの誤                     |     |              |   |
| 〃三三〇                   | 削るべきの誤                     |     |              |   |
| 〃三一〇九                  | 削るべきの誤                     |     |              |   |

昭和二十六年六月九日印刷

昭和二十六年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所